毎週火・金曜日発行

# 北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　31
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　31
○建設業者に対する監督処分……（建設情報課）　31
○道路の供用の開始……（道路整備課）　32
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　32
○河川区域の廃川等により生じた廃川敷地等（２件）……（河川課）　33
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知……（建築指導課）　33
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正（３件）……（経理課）　33

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定……　34

道警察本部告示

○特定任意講習実施規程の一部を改正する規程……　35
○特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程……　35
○初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程……　35
○停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程……　35
○原付講習実施規程の一部を改正する規程……　38
○違反者講習実施規程の一部を改正する規程……　38
○夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程……　39
○高齢者講習実施規程の一部を改正する規程……　39

## 告　　示

**北海道告示第43号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　保安林予定森林の所在場所　　礼文郡礼文町大字船泊村字ションナイホ251

2　指定の目的　　土砂の崩壊の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**北海道告示第44号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除予定保安林の所在場所　　勇払郡占冠村字中トマム2146の４・2146の５（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　　風害の防備

3　解除の理由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**北海道告示第45号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　許可の全部廃業

| 商号又は名称 | 建設業の許可の番号 | 処分年月日 |
|---|---|---|
| 丸建今井建材株式会社 | 般－14　石第6542号 | 平成16.12.1 |
| 有限会社エル夢 | 般－14　石第18009号 | 同 |
| 有限会社大富建設工業 | 般－13　石第12239号 | 同　16.12.2 |

「粘り抜く熱意と対話で四島（しま）返還」2月7日は北方領土の日です。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 北和建設株式会社 | 特－11 | 石第9481号 | 平成16.12. 3 |
| 株式会社ユニオンサービス | 般－13 | 石第9078号 | 同 16.12. 6 |
| 有限会社山内板金工業 | 般－12 | 石第11988号 | 同 |
| 有限会社ディー・シー・アイ | 般－13 | 石第17301号 | 同 16.12.10 |
| 有限会社細田建設 | 特－13 | 石第851号 | 同 16.12.15 |
| 藤成工業株式会社 | 特－15 | 石第6309号 | 同 |
| 有限会社ケイハウジング | 般－16 | 石第18536号 | 同 16.12.17 |
| 株式会社インスペクトアラゼン | 般－16 | 石第18616号 | 同 |
| 一和工機株式会社 | 般－13 | 石第17460号 | 同 16.12.28 |
| 有限会社北斗工業 | 般－11 | 渡第2920号 | 同 16.11.29 |
| 有限会社ランドネットワーク | 般－14 | 渡第4002号 | 同 16.11.30 |
| 武田建設 | 般－11 | 渡第1045号 | 同 16.12. 9 |
| 有限会社アキ硝子サッシ工業 | 般－13 | 後第1492号 | 同 16.12.20 |
| 有限会社桜庭電機工業所 | 般－13 | 後第53号 | 同 16.12.24 |
| 新十津川建設事業協同組合 | 特－12 | 空第2616号 | 同 16.12. 7 |
| 伊藤建設 | 般－12 | 空第1650号 | 同 16.12.17 |
| 有限会社佐々木工業所 | 般－14 | 上第473号 | 同 16.11.29 |
| 株式会社前田理工 | 般・特－14 | 上第805号 | 同 16.12. 6 |
| 金井建材株式会社 | 般－12 | 上第3533号 | 同 16.12. 9 |
| 大沢住建 | 般－12 | 宗第310号 | 同 16.12.20 |
| 興新建設株式会社 | 特－14 | 網第327号 | 同 16.12. 8 |
| 渡辺建設 | 般－11 | 胆第708号 | 同 16.12.10 |
| 株式会社白井商会 | 般－11 | 胆第4078号 | 同 |
| 株式会社髙松組 | 般－12 | 胆第433号 | 同 16.12.14 |
| 村上電設株式会社 | 般－13 | 胆第1495号 | 同 16.12.24 |
| 高橋建設 | 般－12 | 日第443号 | 同 16.12. 9 |
| 岩本興業株式会社 | 般・特－12 | 日第179号 | 同 16.12.13 |
| 有限会社橋本工業 | 般－13 | 日第416号 | 同 16.12.24 |
| 角進工業株式会社 | 般－13 | 十第3060号 | 同 16.12. 2 |

2　許可の一部廃業

| 商号又は名称 | 建設業の許可の番号 | | 処分年月日 |
|---|---|---|---|
| 有限会社福原管工工業 | 般－11 | 石第11580号 | 平成16.12. 1 |
| 株式会社吉田配管工業 | 般－14 | 石第2057号 | 同 16.12. 3 |
| 株式会社湊テクトル | 般－11 | 石第14486号 | 同 |
| 三英建設工業株式会社 | 般－12 | 石第408号 | 同 16.12. 7 |
| 株式会社沢田建設工業 | 般－13 | 石第5280号 | 同 |
| 錦昌建設株式会社 | 般－11 | 石第2530号 | 同 16.12. 8 |
| 株式会社相互開発 | 般－13 | 石第9579号 | 同 16.12.10 |
| ジェイ・エヌ・オー株式会社 | 般－14 | 石第17925号 | 同 16.12.17 |
| 有限会社三昭建設 | 般－15 | 石第16918号 | 同 16.12.20 |
| 稲荷体育用品株式会社 | 般－13 | 石第9147号 | 同 16.12.21 |
| 丸二北海煉瓦合資会社 | 般－11 | 石第3169号 | 同 16.12.27 |
| 高橋建設株式会社 | 般－12 | 後第180号 | 同 |
| 株式会社三興工業 | 般－13 | 空第2985号 | 同 16.12. 7 |
| シンセイ建設有限会社 | 般－14 | 空第3274号 | 同 |
| イハラ消防設備株式会社 | 般－15 | 上第2579号 | 同 16.12.21 |
| 株式会社寺本組 | 般－11 | 留第191号 | 同 16.12. 3 |
| 鬼頭木材工業株式会社 | 般－11 | 胆第3629号 | 同 |
| 株式会社曳家建築物不陸調整英秀外﨑 | 般－13 | 胆第1495号 | 同 16.12.22 |

**北海道告示第46号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

| 路線名及び縦覧場所 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 道道　古平神恵内線<br>北海道小樽土木現業所 | 古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427番地先から古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1427番地先まで | 平成17. 1.21 |
| 道道　増毛港線<br>北海道留萌土木現業所 | 増毛郡増毛町稲葉町１丁目12番２地先から増毛郡増毛町稲葉町１丁目14番１地先まで | 同 |

**北海道告示第47号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　　道道

2　道路の路線名、縦覧場所及び区域

| 路線名及び縦覧場所 | 区　　間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延　長 | 国道等との重複区間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昆布停車場ニセコ線<br>北海道小樽土木現業所 | 磯谷郡蘭越町昆布町115番９地先（一般国道５号交点）から磯谷郡蘭越町昆布町34番21地先まで | 前 | 11.20mから21.50mまで | 257.00m | 一般国道５号<br>重複L＝8.70m |
| | | 前 | 13.50mから29.50mまで | 260.00m | 一般国道５号<br>重複L＝8.80m |
| | | 後 | 13.50mから29.50mまで | 260.00m | 一般国道５号<br>重複L＝8.80m |
| 比宇厚賀停車場線<br>北海道室蘭土木現業所 | 沙流郡門別町字厚賀町156番57地先から沙流郡門別町字厚賀町156番57地先（一般国道235号交点）まで | 前 | 13.00mから16.50mまで | 55.50m | 一般国道235号<br>重複L＝14.41m |
| | | 後 | 13.00mから20.00mまで | 55.50m | 一般国道235号<br>重複L＝14.41m |
| 舞鶴追分線<br>北海道札幌土木現業所 | 夕張郡長沼町字馬追原野3079番地先から夕張郡長沼町字馬追原野1396番39地先まで | 前 | 16.50mから46.58mまで | 435.00m | ― |
| | | 前 | 22.74mから56.00mまで | 441.43m | ― |
| | | 後 | 22.74mから56.00mまで | 441.43m | ― |

**北海道告示第48号**

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　河　川　の　名　称　　二級河川豊寒別川水系豊寒別川
2　廃川敷地等が生じた年月日　　平成17年１月21日
3　廃川敷地等の位置　　枝幸郡浜頓別町字頓別3033番１地先から同5282番１地先まで
4　廃川敷地等の種類及び数量　　土地　100,748.52㎡

**北海道告示第49号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　河　川　の　名　称　　二級河川敷生川水系敷生川
2　廃川敷地等が生じた年月日　　平成17年１月21日
3　廃川敷地等の位置　　白老郡白老町字竹浦856番、同857番及び同859番
4　廃川敷地等の種類及び数量　　土地　12,691.01㎡

**北海道告示第50号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第１項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　所　在　地　　小樽市色内１丁目９番１号
(2)　商号又は名称　　有限会社　ホリックス
(3)　代表者氏名　　代表取締役　堀井　泰秀
(4)　免許証番号　　北海道知事後志(1)第294号
2(1)　所　在　地　　小樽市花園３丁目３番４号
(2)　商号又は名称　　ハーミット不動産
(3)　代表者氏名　　牧谷　正宏
(4)　免許証番号　　北海道知事後志(1)第298号

**北海道告示第51号**

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成17年２月１日から施行する。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

2　収納代理金融機関の項名寄農業協同組合及び智恵文農業協同組合の事項を削り、同項風連農業協同組合の事項中「風連農業協同組合」を「道北なよろ農業協同組合」に改める。

**北海道告示第52号**

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成17年２月11日から施行する。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

２　収納代理金融機関の項古平信用金庫の事項を削る。

---

**北海道告示第53号**

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成17年１月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

２　収納代理金融機関の項株式会社三井住友銀行の事項中「五反田西口支店、」及び「、堂島支店及び梅田南支店」を削り、「大阪中央支店」を「大阪中央支店及び堂島支店」に改め、同項株式会社ＵＦＪ銀行の事項中「中延支店、」を削る。

## 道収用委員会告示

**北海道収用委員会告示第１号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成17年１月21日

北海道収用委員会会長　渡　辺　裕　哉

1(1)　事件名

平成16年（収）第２号一般国道393号改築工事（大和道路・倶知安町字大和地内）収用事件

(2)　起業者の名称

国土交通大臣

(3)　事業の種類

一般国道393号改築工事（大和道路・北海道虻田郡倶知安町字大和地内）及びこれに伴う河川の付替工事

(4)　裁決手続開始を決定する土地

| 裁決手続開始を決定する土地 | | | | | 土地所有者 | | 土地に関して権利を有する関係人 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所在地番 | 地目 | 登記簿上の地積(㎡) | 実測地積(㎡) | 収用しようとする土地の面積(㎡) | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 | 権利の表示 受付年月日 | 権利の表示 種類 | 権利の表示 受付番号 |
| 虻田郡倶知安町字大和 821番11 | 山林 | 330 | 330.57 | 66.05 | (亡)小川　修 法定相続人 持分９分の３ 小川　久枝 | 兵庫県芦屋市 楠町16番18－402号 | な | しな | しな | しな | し |
| | | | | | (亡)小川　修 法定相続人 持分９分の２ 松田　典子 | 大阪府大阪市 東住吉区北田辺１丁目２番23号 | | | | | |
| | | | | | (亡)小川　修 法定相続人 持分９分の２ 川崎　百代 | 大阪府堺市深 阪1703番地の１ | | | | | |
| | | | | | (亡)小川　修 法定相続人 持分９分の２ 安藤　美樹 | 兵庫県芦屋市 楠町16番18－402号 | | | | | |

別添図面省略

(5)　裁決手続開始決定の日

平成17年１月７日

2(1)　事件名

平成16年（収）第２号一般国道393号改築工事（大和道路・倶知安町字大和地内）収用事件

(2)　起業者の名称

国土交通大臣

(3)　事業の種類

一般国道393号改築工事（大和道路・北海道虻田郡倶知安町字大和地内）及びこれに伴う河川の付替工事

(4)　裁決手続開始を決定する土地

| 裁決手続開始を決定する土地 | | | | | 土地所有者 | | 土地に関して権利を有する関係人 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所在地番 | 地目 | 登記簿上の地積(㎡) | 実測地積(㎡) | 収用しようとする土地の面積(㎡) | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 | 権利の表示 受付年月日 | 権利の表示 種類 | 権利の表示 受付番号 |
| 虻田郡倶知安町字大和 823番15 | 山林 | 1,653 | 1,653.00 | 1,407.65 | 土井　チヨ | 大阪府八尾市天王寺屋４丁目177番地 | な | しな | しな | しな | し |

別添図面省略

(5)　裁決手続開始決定の日

平成17年１月７日

3(1)　事件名

平成16年（収）第２号一般国道393号改築工事（大和道路・倶知安町字大和地内）収用事件

(2)　起業者の名称

国土交通大臣

(3) 事業の種類

一般国道393号改築工事（大和道路・北海道虻田郡倶知安町字大和地内）及びこれに伴う河川の付替工事

(4) 裁決手続開始を決定する土地

| 裁決手続開始を決定する土地 | | | | | | 土地所有者 | | | 土地に関して権利を有する関係人 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所在地 | 番地 | 地目 | 登記簿上の地積(㎡) | 実測地積(㎡) | 収用しようとする土地の面積(㎡) | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | 権利の表示 | | |
| | | | | | | | | | | | 受付年月日 | 種類 | 受付番号 |
| 虻田郡倶知安町字大和 | 875番56 | 山林 | 330 | 330.62 | 330.62 | 福川 博昭 | 大阪府豊中市三和町2丁目1番2－310号 | | な し | な し | な し | | |

別添図面省略

(5) 裁決手続開始決定の日

平成17年１月７日

## 道 警 察 本 部 告 示

**北海道警察本部告示第８号**

特定任意講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年１月21日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

特定任意講習実施規程の一部を改正する規程

特定任意講習実施規程（平成６年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「北海道警察本部交通安全教育課長」を「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長」に改める。

**附　則**

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

---

**北海道警察本部告示第９号**

特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年１月21日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程

特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第36条の24」を「第36条の25」に改める。

第10条第１項中「北海道警察本部交通安全教育課長」を「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長」に改める。

第13条第１項中「第36条の23第４項」を「第36条の24第３項」に改める。

第25条第１項中「第36条の27第２項」を「第36条の28第２項」に改める。

**附　則**

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

---

**北海道警察本部告示第10号**

初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年１月21日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

初心運転者講習実施規程の一部を改正する規程

初心運転者講習実施規程（平成２年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第14条中「配達証明郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもの」を加える。

**附　則**

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

---

**北海道警察本部告示第11号**

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年１月21日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程

停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第９条中「別記様式第２号」の次に「又は別記様式第２号の２」を加える。

第12条第２項中「北海道警察本部交通安全教育課長」を「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長」に改める。

別表５中

「

| 方面別 | 講習会場の名称 | 指定警察署等 | ブロック警察署 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 札　幌 | 北海道安全運転学校 | 警察本部交通安全教育課 | 中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別、江別、千歳、岩見沢、栗山、夕張、三笠、美唄、砂川、滝川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内 |
| | 室蘭安全運転教室 | 室　蘭　署 | 伊達、室蘭 |
| | 苫小牧安全運転教室 | 苫小牧署 | 苫小牧 |
| | 静内安全運転教室 | 静　内　署 | 門別、静内、浦河 |
| 函　館 | 函館安全運転学校 | 函館方面本部運転免許課 | 函館中央、函館西、森、木古内、松前、江差 |
| | 八雲安全運転教室 | 八　雲　署 | 八雲、北檜山、寿都 |

を「

| 方面別 | 講習会場の名称 | 指定警察署等 | ブロック警察署 |
|---|---|---|---|
| 札　幌 | 北海道安全運転学校 | 警察本部運転免許試験課 | 中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別、手稲、江別、千歳、岩見沢、栗山、夕張、三笠、小樽 |
| | 砂川安全運転教室 | 砂　川　署 | 美唄、砂川、滝川、赤歌、芦別、 |
| | 倶知安安全運転教室 | 倶知安署 | 余市、倶知安、岩内 |
| | 室蘭安全運転教室 | 室　蘭　署 | 伊達、室蘭 |
| | 苫小牧安全運転教室 | 苫小牧署 | 苫小牧 |
| | 静内安全運転教室 | 静　内　署 | 門別、静内、浦河 |
| 函　館 | 函館安全運転学校 | 函館方面本部運転免許課 | 函館中央、函館西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都 |

に「

改める。

別記様式第２号の次に次の１様式を加える。

**別記様式第２号の２**（第９条関係）

考　査　答　案　用　紙
（問題番号：　　）

（　　年　　月　　日実施　短期・中期・長期）

| 得　　点 |
|---|
| 点 |

| 処分執行警察署名 | 考査種別○で囲む | | 受験番号 | ふりがな | |
|---|---|---|---|---|---|
| 警察署 | 考　査 | 再考査 | | 氏　名 | |

【記入上のご注意】
1. 解答用紙は折り曲げたり，汚したりしないでください。
2. マークは黒の鉛筆で濃くマークしてください。
消すときは、跡が残らないようにきれいに消してください。
3. 解答は１問につき１つです。２つにマークすると得点になりません。

【記入例】
良い例　悪い例

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 署コード | 十 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 一 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 受験番号 | 百 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 十 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 一 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |

考査の解答

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 問1 | 正 | 誤 | 問11 | 正 | 誤 | 問21 | 正 | 誤 | 問31 | 正 | 誤 | 問39 | A | 正 | 誤 | | |
| 問2 | 正 | 誤 | 問12 | 正 | 誤 | 問22 | 正 | 誤 | 問32 | 正 | 誤 | | B | 正 | 誤 | | |
| 問3 | 正 | 誤 | 問13 | 正 | 誤 | 問23 | 正 | 誤 | 問33 | 正 | 誤 | | C | 正 | 誤 | | |
| 問4 | 正 | 誤 | 問14 | 正 | 誤 | 問24 | 正 | 誤 | 問34 | 正 | 誤 | 問40 | A | 正 | 誤 | | |
| 問5 | 正 | 誤 | 問15 | 正 | 誤 | 問25 | 正 | 誤 | 問35 | 正 | 誤 | | B | 正 | 誤 | | |
| 問6 | 正 | 誤 | 問16 | 正 | 誤 | 問26 | 正 | 誤 | 問36 | 正 | 誤 | | C | 正 | 誤 | | |
| 問7 | 正 | 誤 | 問17 | 正 | 誤 | 問27 | 正 | 誤 | 問37 | 正 | 誤 | | | | | | |
| 問8 | 正 | 誤 | 問18 | 正 | 誤 | 問28 | 正 | 誤 | 問38 | 正 | 誤 | | | | | | |
| 問9 | 正 | 誤 | 問19 | 正 | 誤 | 問29 | 正 | 誤 | | | | | | | | | |
| 問10 | 正 | 誤 | 問20 | 正 | 誤 | 問30 | 正 | 誤 | | | | | | | | | |

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第５号を次のように改める。

**別記様式第５号**（第13条関係）

受講者名簿

（　月　日　短期／中期／長期　講習）

学校名／教室名　　本部／警察署

| 番号 | 氏名 | 執行月日 | 処分日数 | 考査得点 | 再考査得点 | 短縮日数 | 処分最終月日 | 免許証受領印 | 講習申出月日 | 免許証有効期限 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

注１　不要の文字は、横線で消すこと。
　２　規格は、Ａ列４番横長とする。

別記様式第13号を次のように改める。

**別記様式第13号**（第19条関係）

（表）

停止処分者講習業務日誌

実施日　　年　　月　　日

（　　学校・教室）

講習時間　自　　時　　分

　　学級　至　　時　　分

| 講習区分 | 担当指導員名 |
|---|---|
| | |

| ブロック警察署別 | 受講人員 | 欠講人員 | 学科考査成績別の人員 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | A | B | C | 再考査 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

注１　不要の文字は、横線で消すこと。
　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

（裏）

| 違反別 | 飲酒 | 速度 | 他違反 | 事故 | 再犯 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 人　員 | | | | | | |

| 適性検査 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 計 | 担　当 | 補　助 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人　員 | | | | | | | | |

| ＣＲＴ検査 | ４以上 | 3 | ２以下 | 計 | 担　当 | 補　助 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 人　員 | | | | | | |

実　車　指　導

| 担　当 | | | | | | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人　員 | | | | | | | | | |

| ＤＣ検査 | 担　当 | 補　助 |
|---|---|---|
| 人　員 | | |

| ＤＳ(ＲＳ)検査 | 担　当 | 補　助 |
|---|---|---|
| 人　員 | | |

| 夜間視力検査 | 担　当 |
|---|---|
| 人　員 | |

| 動体視力検査 | 担　当 |
|---|---|
| 人　員 | |

| 変則受講者 | 警察署別 | 1日目講習指定日 | 2日目講習指定日 | 受講者氏名 | 考査成績 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ／ | ／ | | | |
| | | ／ | ／ | | | |
| | | ／ | ／ | | | |
| | | ／ | ／ | | | |

| 備考 | |
|---|---|
| | |
| | |

**附　則**

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

---

**北海道警察本部告示第12号**

原付講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年１月21日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

原付講習実施規程の一部を改正する規程

原付講習実施規程（平成５年北海道警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「北海道警察本部交通安全教育課長」を「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長」に改める。

第７条第２項中「第33条の６第３項」を「第33条の６第４項」に改める。

第10条第１項中「第38条第12項」を「第38条第16項」に改める。

**附　則**

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

---

**北海道警察本部告示第13号**

違反者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年１月21日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

違反者講習実施規程の一部を改正する規程

違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）の一部を次のように改正する。

第10条第２項中「北海道警察本部交通安全教育課長」を「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長」に改める。

第12条第１項中「配達証明郵便」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもの」を加える。

別表６中

「

| | | |
|---|---|---|
| 札　幌 | 北海道安全運転学校 | 中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別、江別、千歳、岩見沢、栗山、夕張、三笠、美唄、砂川、滝川、赤歌、芦別、小樽、余市、倶知安、岩内 |
| | 室蘭安全運転教室 | 伊達、室蘭 |
| | 苫小牧安全運転教室 | 苫小牧 |

を

| | | |
|---|---|---|
| | 静内安全運転教室 | 門別、静内、浦河 |
| 函　館 | 函館安全運転学校 | 函館中央、函館西、森、木古内、松前、江差 |
| | 八雲安全運転教室 | 八雲、北檜山、寿都 |

」

「

| | | |
|---|---|---|
| 札　幌 | 北海道安全運転学校 | 中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別、手稲、江別、千歳、岩見沢、栗山、夕張、三笠、小樽 |
| | 砂川安全運転教室 | 美唄、砂川、滝川、赤歌、芦別 |
| | 倶知安安全運転教室 | 余市、倶知安、岩内 |
| | 室蘭安全運転教室 | 伊達、室蘭 |
| | 苫小牧安全運転教室 | 苫小牧 |
| | 静内安全運転教室 | 門別、静内、浦河 |
| 函　館 | 函館安全運転学校 | 函館中央、函館西、森、八雲、木古内、松前、江差、北檜山、寿都 |

に

」

改める。

別記様式第18号を次のように改める。

**別記様式第18号**（第20条関係）

違反者講習業務日誌

実施日　　年　　月　　日

（　　教室）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 講習日時 | | 年　月　日（　）自　時　分 至　時　分　天候 | |
| 講習会場 | | | |
| 受講人員 | | 社会参加活動を含む講習 | 人（欠講者　人） |
| | | 社会参加活動を含まない講習(実車) | 人（欠講者　人） |
| 社会参加活動 | 活動場所 | | |
| | 活動場所 | | |
| 講習指導員 | | 社会参加活動を含む講習 | |
| | | 社会参加活動を含まない講習(実車) | |
| 講習指導補助者名 | 社会参加活動 | 引率指導 | |
| | | 引率指導 | |
| | | 引率指導 | |
| | | 引率指導 | |
| | | 引率指導(輸送) | |
| | | 引率指導(輸送) | |
| | 社会参加活動を含まない講習 | 実車指導 | （　号車　人） |
| | | 実車指導 | （　号車　人） |
| | | 実車指導 | （　号車　人） |
| | | 実車指導 | （　号車　人） |
| | | 実車指導 | （　号車　人） |
| | | 実車指導 | （　号車　人） |
| | | 実車指導 | （　号車　人） |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 適性検査 | 担当者 | 検査結果 | | | | | |
| | | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 計 |
| | 補助者 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

注　規格は、A列４番縦長とする。

**附　則**

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

---

**北海道警察本部告示第14号**

夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年１月21日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程

夏期冬道安全運転講習実施規程（平成２年北海道警察本部告示第25号）の一部を次のように改正する。

別表２札幌の項中「２」を「１」に改める。

**附　則**

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

---

**北海道警察本部告示第15号**

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年１月21日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程

高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「北海道警察本部交通安全教育課長」を「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課長」に改める。

第10条中「により郵送」を「を、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により送付」に改める。

**附　則**

この規程は、平成17年１月21日から施行する。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額4,470円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社